

市民税・県民税申告書

(事務所・事業所又は家屋敷に係る分)

宛先: 三沢市長 令和 年 月 日提出

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|---|--|--|------|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 申告者 | 住所 | | | | | | | | | | | |
| | (フリガナ) 氏名 | | | | 生年月日 | 明・大・昭・平 年 月 日 | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | | | | |
| 三沢市に有する 物件の区分 (下記留意事項及び家屋敷等 区分フローチャート参照) | | ・事務所、事業所(店舗、工場) ・家屋敷 ・貸付目的の貸家等 ・その他() (該当するものを○で囲んでください。) | | | | | | | | | | |
| 同上物件の所在地 | | 三沢市 | | | | | | | | | | |
| 「家屋敷等区分フローチャート」にて、「家屋敷・事務所・事業所に該当した方」につきましては下記についても記載願います。 | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号(マイナンバー) | | | | | | | | | | | | |

留意事項

(1) 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいい、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(たとえば、医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、また、事業主が自宅以外に設ける店舗などがこれに該当します。)

(2) 家屋敷とは、自己又は家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けた家等をいい、必ずしも現に居住していることを要しません。また、自己所有のものとは限らず、借家でも該当します。(例えば、常時は妻子を住ませ、時々帰宅する関係にある住宅はもとより、別荘、マンション、アパート等も該当します。)

(3) 他人に貸付ける目的で所有、又は現に他人が居住している場合は、課税されません。

(4) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

三沢市財務部税務課住民税係
Tel: 0176-53-5111 内線(161, 162)